

GEKKAN GIJUTSUKAIGI

月刊 技術会議

www.s.affrc.go.jp/

農林水産省 農林水産技術会議

2006年
5月号
No.60



研究成果を試食する
中川農林水産大臣

巻頭言「評価疲れ」

農林水産省独立行政法人評価委員会 農業技術分科会会長 小林 正彦

< P 2 >

研究開発 新法人（農業・食品産業技術総合研究機構）の発足
施策の動向

< P 4 >

第3期科学技術基本計画について

< P 5 >

催事の開催「担い手の経営発展を支援する研究開発」のシンポジウムを開催

< P 6 >

遺伝子組換え生物安全管理に関する中国考察団の来日について

< P 6 >

平成18年度の表彰事業の取り組みと募集開始について

< P 7 >

「食と農の扉」及び「農と食のサイエンス」の創刊について

< P 8 >

「評価疲れ」

農林水産省 独立行政法人評価委員会 農業技術分科会会長 小林 正彦



農林水産省の研究機関が独立行政法人化されて5年が経過した。法人化と共に始まった評価も5年を経過したのであるが、評価は1年遅れで進行するため、これから第1期中期目標の期間の最終年度と第1期全体の評価を行い、1サイクル終わることになる。一巡を前に既に「評価疲れ」の声が聞かれるようになってきた。

「評価疲れ」の理由のひとつは、評価が徒労に終わっていることによる。法令では中期目標の期間の終了時に、主務大臣が評価委員会の意見を聞いて事業の廃止を含む見直しを行うことになっているので、一見、目標→計画→成果報告→評価→見直しという一連のプロセスが進行するように見えるが、年度毎の予算を国会で審議し決定する仕組みの下では、そう旨くはいかない。ある年度から組織や事業を改めようとするには前年度の8月に概算要求書の提出が必要であり、それに評価を反映させようとするとその評価は前々年度までの業務実績に基づくものとなる。そこで、第1期では中間評価を行って事業の廃止を含む見直しの理由付けを行ったが、そもそも、行政改革は、たとえ全ての法人が最高の評価を得たとしても、「統合すればもっと良くなるかも知れない」という発想で評価とは関係なしに断行するものだから、無理な理由付けが却って徒労感を増したのかも知れない。

「評価疲れ」のもうひとつの理由は、評価慣れしていなかったことによる。国立研究機関に3年遅れて国立大学も法人化されたが、こちらは元々外部の評価をさまざまな形で受けていた。教育活動では

優れた受験生や進学生がどれだけ集まるかで決定的な評価を受けることになるため、学校説明会の開催や学校回りなどが日常的な活動となっている大学も多い。研究活動では、科学研究費補助金等のいわゆる外部資金の獲得の活動が重要で、このためには立案した研究計画の審査という評価を受けなければならない。通常の科研費の採択率は4分の1程度であるので、平均3年間の研究を複数の種目について応募して、ようやく毎年幾許かの研究費を得ることができることになる。このように、大学では積極的に評価を受けることによって、教育・研究が充実してきたのである。また、資金面から見れば法人化された国立大学で新たに必要な評価は無条件で支給される運営費交付金で行う事業についてのみであって、授業料収入や病院の収入、外部資金収入などによる事業は、評価の対象とならない。なぜなら、授業料は教育に必要な経費、治療費は診療に必要な経費として徴収されているからで、学生や患者さんの評価が大学や付属病院の格付けになる。

独立行政法人化された国立研究機関は、ほぼ100%国から支給される資金で運営されている。研究費の獲得に四苦八苦する時間を研究に没頭できるのであるから、研究のシステムとしては効率的である。しかし、運営は税金でまかなわれているのであるから、評価は必須のものとして国民の目線で行う必要がある。評価疲れが心地よい疲れになるよう第2期の評価を有意義なものにしなければならない。

平成17年度第10回農林水産技術会議の概要

1. 日 時 平成18年3月28日(火) 14:00~16:00
2. 場 所 農林水産技術会議委員室
3. 出席者 養会長、佐々木委員、貝沼委員、西野委員、
染技術総括審議官、村上事務局長、中尾研究総務官、丸山研究総務官 ほか
4. 議 題
 - (1) 第3期科学技術基本計画の決定について
 - (2) 農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針の改定等について
 - (3) 政策評価(プロジェクト研究の中間・事後評価等)について
 - (4) 「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」(局長通知)の改正について
 - (5) 人材育成プログラムについて
 - (6) 平成18年度の農林水産技術会議の運営方針について
 - (7) 農林水産技術会議事務局の組織の見直しについて
 - (8) 農林水産技術会議50周年記念について

議事要旨

(1) 第3期科学技術基本計画の決定について

平成18年3月28日に閣議決定された第3期科学技術基本計画について、その概要が説明された。

(2) 農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針の改定等について

農林水産省における研究・技術開発の評価システムの見直しについて、評価を効率化する観点から、その手順や構成の見直し内容が説明され、審議の上、決定された。

【主な意見等】

○複雑な評価制度は評価する方もされる方も負担が大きく、シンプルな仕組みであることは重要。今回の改訂でかなり改善されているが、問題があれば適時見直しを行う等の柔軟な対応をしていくことが必要。

(3) 政策評価(プロジェクト研究の中間・事後評価等)について

プロジェクト研究の中間・事後評価結果及び指定試験事業研究課題の事後評価結果等についての報告

が行われ、審議の上、決定された。

【主な意見等】

○指定試験事業については、長期的な視点で観ることも忘れてはいけないが、研究課題の評価結果を踏まえ、試験地の選定や試験手法の見直しも含め、具体的に評価結果を生かしていくことが必要。

(4) 「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」(局長通知)の改正について

交雑に関する新たな科学的知見等を踏まえ、「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」の見直しを行い、各独立行政法人に通知したことが報告された。

【主な意見等】

○見直しを行うこと自体は適当な対応であるが、一般の方々に不安を抱かせる可能性があるため、今後とも適切にコミュニケーションを図っていくことが必要。

(5) 人材育成プログラムについて

優れた研究者の育成のため、新たに策定された「農林水産研究における人材育成プログラム」についての説明が行われ、審議の上、決定された。

【主な意見等】

○限られた人員で、効率的な研究推進を図り、効果を出していくためにも、優秀な人材育成は重要である。本プログラムがそのひとつのステップとなることを期待する。

(6) 平成 18 年度の農林水産技術会議の運営方針について

平成 18 年度の農林水産技術会議の運営方針についての説明が行われ、審議の上、決定された。

(7) 農林水産技術会議事務局の組織の見直しにつ

いて

独法業務の一元化、広報機能の強化、研究開発体制の強化による業務の効率化、産学官連携による技術開発の推進等を図る、農林水産技術会議事務局の組織の見直しについて報告された。

(8) 農林水産技術会議 50 周年記念について

農林水産技術会議が平成 18 年に 50 周年を迎えるにあたり予定されている、50 年誌の刊行、記念講演の実施について報告された。

研究開発施策の動向

新法人（農業・食品産業技術総合研究機構）の発足

本年 3 月、第 164 回国会において「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律」が可決成立しました。これにより、平成 18 年 4 月 1 日、農業・生物系特定産業技術研究機構、農業工学研究所、食品総合研究所及び農業者大学の 4 独立行政法人が統合し、食料・農業・農村に関する研究開発などを総合的に行う新たな独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が、非公務員化と併せて発足しました。これら法人の統合によって、農業生産から食品の加工・流通までの一貫した技術開発が一体的、総合的に推進されるとともに、研究成果を活用した先端的な技術の教授による農業の担い手の育成を併せて行い、また、生物系特定産業技術に関する試験研究を加速化することにより、

(1) 農業の競争力強化、農産物の安定供給と自給率向上及び地域経済の回復

(2) 農産物・食品の安全・信頼性の確保と国民の健全な食生活の実現

(3) 美しい国土・豊かな環境の形成と次世代への継承、安全で潤いのある国民生活の実現

(4) 次世代農業・食品産業の展開、新たな生物産業の創出

に貢献することとしています。

また、法人の統合メリットを活かした効率的な業務運営に努めることとしています。

新たな法人では、果たすべき役割を踏まえて研究課題の選択と集中を行い、達成目標を明確にすると同時に、研究体制を研究課題に即したチーム制を基本としたフラットで柔軟な研究単位に再編します。これにより、責任を持って研究開発を推進し、公的研究機関としての使命を着実に果たすこととしています。

今国会での審議において中川大臣は次のように答

弁しております。「日本の農業構造、まだまだ改革しなくてはならないことが多々ある。研究開発は、今後日本農業が生き残り、発展していく、あるいはまた攻めの農・林・水産行政をできるという一番のコアになる部分である。統合により広範囲かつ川上川下一体となった効率的な研究ができ、また、常に柔軟に、Plan Do Check Action を行うことにより、

外部評価、自己評価を含めてよりよい成果を上げられることを期待している。」

このような使命に的確に応えていくために関係独法はもとより技術会議事務局も含めて関係者の努力が求められています。

(総務課) ■

第3期科学技術基本計画について

3月28日、政府は、科学技術基本法に基づき、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合科学技術会議の「科学技術に関する基本政策について」に対する答申（平成17年12月27日）を踏まえた「科学技術基本計画」を閣議決定しました。

科学技術基本計画は、今後10年間程度を見通した5年間の科学技術政策を具体化するものとして策定するものであり、今回の第3期計画については、平成18年度から22年度までの5年間が対象であり、そのポイントは次のとおりです。

- ①社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術
- ②投資の選択と集中の徹底
- ③モノから人へ、機関における個人の重視
－科学技術人材の育成・強化－
- ④世界最高の科学技術水準を目指す構造改革
－絶えざるイノベーションの創出－
- ⑤総合科学技術会議の司令塔機能の強化
－各種制度改革等の構造改革の推進－
- ⑥第3期計画期間中の政府開発投資の目標額
約25兆円

また、総合科学技術会議では第3期科学技術基本計画の下、政府の研究開発投資の効果を最大限に発揮するため、科学技術の戦略的重点化が必要となこ

とから、重点推進4分野（ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料）及び推進4分野（エネルギー、ものづくり技術、社会基盤、フロンティア）の各8分野において、今後の投資の選択と集中及び成果目標実現に向けた推進方策を、「分野別推進戦略」としてとりまとめ、関係府省に意見具申しました。

この中では、今後5年間に政府が取り組むべき重要な273課題を選定するとともに、その中から今後5年間に予算を集中投資すべき62の「戦略重点科学技術」を選定しました。

農林水産研究に関連する「戦略重点科学技術」として、下記課題等が選定されています。

(1) ライフサイエンス分野

- ①国際競争力を向上させる安全な食料の生産・供給科学技術
- ②生物機能活用による物質生産・環境改善科学技術
- ③新興・再興感染症克服科学技術等

(2) 環境分野

- ①効率的にエネルギーを得るための地域に即したバイオマス利用技術
- ②多種多様な生物からなる生態系を正確にとらえその保全・再生を実現する科学技術

(技術政策課) ■

催事の開催

「担い手の経営発展を支援する研究開発」のシンポジウムを開催

農林水産技術会議事務局は、現在の農政改革の方向を踏まえ、「担い手の経営発展を支援する研究開発」をテーマに、3月15日(水)、JAホール(千代田区大手町)において、21世紀の農林水産技術を展望するシンポジウムを約200名の参加者を得て開催しました。

シンポジウムは、食料・農業・農村政策審議会会長で東京大学大学院の八木宏典教授から「21世紀日本の農政改革の方向と経営政策」についての基調講演と4名の研究者からの講演、演者らによるパネルディスカッションが行われました。詳しい講演内容は、<http://www.s.affrc.go.jp/docs/sympo2006/top.htm>をご覧ください。

なお、「担い手の経営発展を支援する研究開発」のテーマでの成果発表会は、北海道(8月)、東北(8月)、北陸(8月)、近畿中国四国(11月)、九州沖

縄(8月)の各地域でも開催されます。開催日程等は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構総合情報管理部広報課(電話:029-383-8988)までお問い合わせください。

(技術政策課) ■



パネルディスカッションの様子

遺伝子組換え生物安全管理に関する中国考察団の来日について

昨年7月に行われた第24回日中農業科学技術交流グループ会議における合意に基づき、中国農業部科技教育司遺伝子組換え生物安全管理事務室処長、方向東(ファン・シャンドン)氏他5名が来日し、3月20日、農林水産省を訪れました。日本側から、遺伝子組換え体に関する食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省の役割、関連する国内法令、農林水産省内のリスク管理に係る担当課、遺伝子組換え作物開発の進捗状況、圃場試験に係る規則等に

ついて説明しました。中国側からも同国における遺伝子組換え農産物の開発やそれらに係る政策等について説明がありました。その後、遺伝子組換え農産物に係る具体的な業務体制、遺伝子組換え飼料及びワクチンについて質問が出される等、活発な意見交換が行われました。一行は独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人食品総合研究所他を訪問し、帰国しました。

(国際研究課) ■

平成18年度の表彰事業の取り組みと募集開始について

農林水産技術会議が主催する2つの表彰事業について、平成18年度の応募を開始いたしましたのでご案内いたします。

民間表彰については、本年度が7回目となりますが、例年通り4月1日に募集を開始し、11月下旬に表彰式を行う予定としております。表彰数は農林水産大臣賞他、計10件の予定です。

若手表彰については、本年度が2回目となります。

表彰数は3名を予定しており、本年度は3月31日に募集を開始いたしました。平成17年度は、この2月に表彰式を行ったところですが、平成18年度は10月に表彰式を行う予定で作業を進めております。若手研究者を対象とした表彰として定着するよう、関係機関への周知に努めているところです。

詳細については、下記をご参照ください。

【民間部門農林水産研究開発功績者表彰】

(1) 趣旨

民間部門で、農林水産分野の研究開発に関係している方々の一層の意欲向上を目的に、農林水産省と(社)農林水産技術情報協会が共催し、農林水産大臣等による表彰を、平成12年度より実施し、本年度が7回目

(2) 表彰の対象者

民間部門で、農林水産分野の研究開発に顕著な功績・功労のあった個人またはグループ(新品種の育成、新栽培法の創出など、優れた技術開発の成果を挙げた生産者を含む)

(3) 表彰の区分

- ・農林水産大臣賞 原則として3件以内
- ・農林水産技術会議会長賞 原則として3件以内
- ・(社)農林水産技術情報協会理事長賞 若干
- ・協賛団体賞 若干

(4) スケジュール

- ・募集開始：4月1日
- ・申請書類提出期限：7月1日
- ・表彰式：11月下旬

【若手農林水産研究者表彰】

(1) 趣旨

農林水産業及び関連産業に関する研究開発に従事する若手研究者の一層の意欲向上に資するため、優れた功績をあげた若手研究者等を農林水産技術会議会長が表彰するものであり、本年度が2回目

(2) 表彰の対象者及び表彰数

- ・農林水産業及び関連産業の研究開発の業務に従事する個人
- ・毎年度3名以内

(3) スケジュール

- ・募集開始：3月31日
- ・申請書類提出期限：5月31日
- ・表彰式：10月

(4) 奨励金

協賛者である(社)農林水産技術情報協会から、受賞者に対して、奨励金(1名につき200万円)を授与

「食と農の扉」及び「農と食のサイエンス」の創刊について

農林水産技術会議事務局では、消費者向けの広報誌「食と農の扉」と青少年向けの広報誌「農と食のサイエンス」を創刊いたしました。

文が掲載されています。

(技術政策課) ■

・『食と農の扉』 創刊号 (年2回刊行予定)

健康で豊かな食生活を支える食と農に関する情報を消費者の皆様に視覚的に理解してもらうために、最新の研究成果等を紹介しています。

創刊号では特集「紫の誘惑」として、アントシアニン色素の機能性や紫色の農作物とそのレシピ等の役立つ情報を紹介しています。

・『農と食のサイエンス』 創刊号 (年1回刊行予定)

青少年の方々に科学や理科、食べ物や農林水産業に対する興味を深めてもらうために、農林水産業についての最新の研究成果を写真や漫画を交えてわかりやすく紹介しています。

なお、両冊子は農林水産技術会議ホームページ (<http://www.s.affrc.go.jp/docs/kankoubutu.htm>) に 全



Information お知らせ

記者発表

発表年月日	発表事項名	担当課
18. 4.10	「生物多様性影響評価検討会総合検討会」の開催及び傍聴について	技術安全課
18. 4.18	「食と農の扉」及び「農と食のサイエンス」の創刊について	技術政策課
18. 4.19	平成 18 年度先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の新規採択課題の決定について	先端産業技術研究課
18. 4.26	短期在外研究員(フェロー)(2007年)及び国際ワークショップ(2007年-2008年分)の募集について	国際研究課

月刊 技術会議 No. 60 平成 18 年 5 月 15 日

編集・発行 農林水産省農林水産技術会議事務局 技術政策課

〒 100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

T E L : 03-3501-9886

e-mail : koho@s.affrc.go.jp

農林水産技術会議事務局ホームページ <http://www.s.affrc.go.jp/>